

告 示

埼玉県川越建築安全センター所長告示第三十四号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第三項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、公告する。

令和三年十一月十九日

埼玉県川越建築安全センター所長 大 島 勝

一 許可番号

令和三年十一月十一日

指令川建セ第〇三〇一一一号

二 検査済証番号

令和三年十一月十五日

川建セ第〇三〇一四号

三 開発区域に含まれる地域の名称

埼玉県比企郡鳩山町大字大豆戸字赤沼界百七十八番六

四 開発許可を受けた者の住所及び氏名

埼玉県川越市大字下新河岸六十番地一 吉田ハイツ武蔵野二〇二号室

平泉 勝